

平成 29 年 7 月 19 日

更生会社マイクロン秋田株式会社  
管財人 木下 嘉隆  
管財人弁護士 小林 信明

## 更生手続の終結決定のお知らせ

拝啓 平素より弊社の会社更生手続に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成 25 年 2 月 28 日に、東京地方裁判所より更生計画認可の決定を受け、更生計画の遂行に取り組んでまいりました。更生計画に基づく弁済につきましては、第 1 回分割弁済（同年 10 月 25 日）、第 2 回分割弁済（平成 26 年 12 月 22 日）、第 3 回分割弁済（平成 27 年 12 月 18 日）および第 4 回分割弁済（平成 28 年 12 月 20 日）を実施いたしました。

また、平成 29 年 4 月 14 日、弊社の親会社である Micron Technology, Inc. および更生会社マイクロンメモリ ジャパン株式会社（以下「MMJ」といいます。）は、東京地方裁判所の許可を得て、台湾の Powertech Technology Inc. およびその日本法人である力成科技日本合同会社（以下「PTI ジャパン」といいます。）との間で株式売買契約を締結し、MMJ が保有する弊社株式を全て PTI ジャパンに譲渡することといたしました。これを受け、弊社では、東京地方裁判所の許可を得て、同年 6 月 16 日に、残る更生債権全額の繰上弁済を実施いたしました。

上述のとおり更生債権全額の弁済を実施したことにより更生計画の遂行が完了したことから、弊社は、東京地方裁判所に対し、平成 29 年 7 月 5 日に更生手続終結申立を行い、同月 18 日、東京地方裁判所により更生手続の終結決定をいただくことができましたので、ご報告申し上げます。

これもひとえに債権者の皆様をはじめとする関係者の皆様のご理解とご協力の賜物と心より御礼申し上げます。

今般の更生手続終結により、弊社は裁判所の監督下を離れ、再出発いたしますが、今後は PTI グループの一員として全社一丸となって事業に邁進してまいります。つきましては、今後とも倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具